主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人水谷賢の上告理由一について

<u>商法四四五条一項三号(昭和五六年法律第七四号による改正前のもの)にいう「訴ノ提起」には、控訴、上告の申立は含まれないものと解するのが相当である。</u>論旨は、これと異なる見解に基づいて原判決の違法をいうものであつて、採用することができない。

## 同二について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、独自の見解に立つて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

昭		島	藤	裁判長裁判官
次	圭		牧	裁判官
郎	六	谷	島	裁判官
_	保	Ш	香	裁判官